

食品産業特定技能協議会入会規程 新旧対照表

改正後	現行
食品産業特定技能協議会入会規程	食品産業特定技能協議会入会規程
平成 31 年 3 月 29 日運営委員会決定 令和 6 年 7 月 23 日一部改正 令和 7 年 5 月 30 日一部改正 <u>令和 8 年 6 月 30 日一部改正</u>	平成 31 年 3 月 29 日運営委員会決定 令和 6 年 7 月 23 日一部改正 令和 7 年 5 月 30 日一部改正
(入会基準)	(入会基準)
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(加入手続き)	(加入手続き)
第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「受入機関」という。）は協議会の構成員になるため、農振水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、 <u>協議会事務局</u> に入会の申込みを行うものとする。	第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「受入機関」という。）は協議会の構成員になるため、農振水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、入会の申込みを行うものとする。
2～4 (略)	2～4 (略)
(資格確認)	(資格確認)
第 3 条 <u>協議会事務局は、受入機関又は登録支援機関からの前条の申込みを受けた場合には、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領において定める「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1 3－1 号又は 1 3－2 号）の写し」又は「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式 1 4－1 号又は 1 4－2）の写し」及び</u>	第 3 条 受入機関又は登録支援機関からの前条の申込みを受けた場合には、事務局は、必要に応じて、「特定技能雇用契約に係る届出書の写し」、「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」又は「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。

改正後	現行
<u>規約第4条第2項に定める「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書」</u>その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。 2 <u>協議会事務局は、協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、規約第4条第3項の承認を得たものとして、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。</u> (証明書の再交付) 第4条 (略) 2 <u>協議会事務局は、前項の再交付申請を行った者が協議会の構成員であることを確認した場合には、当該申請を行った者に対し、協議会の構成員であることの証明書を再発行する。</u> (変更手続) 第5条 第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、<u>すみやかに</u>変更届け出書を事務局へ送付する。 2、3 (略) (退会手続) 第6条 構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関でなくなり、当該分野における特定技能外国人の受入れ予定がない場合は、退会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を	2 協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、事務局は当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。 (証明書の再交付) 第4条 (略) (変更手続) 第5条 第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、変更届け出書を事務局へ送付する。 2、3 (略) (退会手続) 第6条 構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関でなくなり、当該分野における特定技能外国人の受入れ予定がない場合は、退会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を

改正後	現行
<u>破棄</u>する。 2 (略) 3 前項において、協議会を退会したものとみなされた構成員が、前条の変更届出を行い、又は連絡が取れる状況になったときは、協議会事務局は、協議会の構成員としての地位を回復させることができる。 (除名) 第7条 協議会は、協議会の構成員である特定技能所属機関又は登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。 一～三 (略) <u>四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき</u> 2、3 (略) (報告) 第8条 (略) 附 則 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 本規程は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。 附 則 <u>本規定は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。</u>	<u>返却</u>する。 2 (略) (除名) 第7条 協議会は、協議会の構成員である特定技能所属機関又は登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。 一～三 (略) 2、3 (略) (報告) 第8条 (略) 附 則 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 本規程は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。